

高齢化社会の新しいサポート役 「市民後見人」になってみませんか？

～市民後見人養成研修事前説明会 参加者募集～



25歳以上の方を対象に、認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない方の後見活動を行う市民後見人養成研修が函館市において開催されます。

特別な資格や経験は必要なく、七飯町民の方も受講することができますが、受講のためには、下記の事前説明会への参加が必須となります。

後見人になるのは主に親族ですが、関係の深い親族がいない場合は、弁護士や司法書士等の専門職が選任されます。しかし、今後において認知症高齢者の増加に対応していくには、専門職が後見人を担うだけでなく、一町民としての立場から住民の支援を行う、新たな地域福祉の担い手として市民後見人の活躍が期待されています。

現在七飯町においては、8名の方が養成研修を修了され、その中1名の方が後見活動を行っています。社会貢献に熱意関心のある方を受講生として募集いたします。

【事前説明会】

- ◇ 日 時： 平成30年5月30日（水） 午後1時30分～
- ◇ 場 所： 函館市勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館）
住所：函館市大森町2-14
- ◇ 申 込： 5月18日（金）までに電話またはFAXで住所・氏名・連絡先を下記のお問い合わせ先までお知らせください。

○お問い合わせ先： 七飯町民生部福祉課地域包括支援係
電話 66-2488 FAX 65-9280

【市民後見人養成研修】

- ◇ 講 義： 6月から7月の平日（全7回）午前10時30分～午後5時まで
- ◇ 実 習： 7月中から下旬の平日1日間
- ◇ 受講料： 無 料

※市民後見人として登録するためには、全日程の受講が必要です。その他詳細は事前説明会で提示します。

講義・実習の内容は裏面の「研修内容」をご覧ください。

【研修内容】

研修科目		研修内容
市民後見概論Ⅰ		受講生スピーチ、市民後見の背景・役割
市民後見概論Ⅱ		成年後見における行政の役割
成年後見制度概論		成年後見制度の意味と仕組み
成年後見の事例		専門職後見、法人後見等の事例
成年後見制度Ⅰ		法定後見の事務と流れ
成年後見制度Ⅱ		相続、遺言、財産管理、身上監護
任意後見制度		任意後見制度の意味と仕組み
任意後見の事例と課題		任意後見の事例と課題
成年後見と家庭裁判所		制度の適正な運用と家庭裁判所の役割
対象者理解～高齢者・障がい者～		認知症や障がい者の理解と特性
対人援助の基礎		対人援助技術を学ぶ
後見活動の実際		市民後見活動、法人後見活動等から学ぶ
成年後見制度の実務Ⅰ		申立演習
成年後見制度の実務Ⅱ		就任後、終了後の実務
関係制度Ⅰ		介護保険制度・その他高齢者施策について
関係制度Ⅱ		障害者総合支援法・その他障害者施策について
関係制度Ⅲ		生活保護・公的年金・医療保険等
地域福祉の取り組み		社会福祉協議会の取り組み（日常生活自立支援事業等）
地域実習		成年後見制度を必要している方と交流し、状態像をつかむ。また、自分の町の地域資源を把握することによって、実践的な感覚と技術を養う。
自宅学習	レポート①	受講動機
	レポート②	体験実習の報告書
	レポート③	自身の考える「市民後見人像」

【市民後見人Q&A】

Q1 後見人の職務内容は？ 介護も仕事ですか？

A1

介護や家事のような行為は、後見人の業務ではありません。ご本人の生活に必要なことであっても、直接後見人が行なうのではなく、必要な福祉サービス等を利用することができるよう、行政機関やサービス提供者と調整し、必要な契約等を行うことが後見人の業務です。

後見人が果たすべき役割と職務は、「身上監護と財産管理」とされています。

身上監護とは、本人の生活状況や身体状況等に配慮して、本人の生活を守る事です。

実際の職務の内容は、個々の事案によって求められる内容も違ってきますので一概にはいえませんが、次のような職務が想定されます。

〈後見人として想定される職務内容〉

- ご本人の財産の把握と管理
- 年間の収支計画の作成
- ご本人の日常生活を維持する上で必要な生活費や預貯金の管理
- 生活状況の把握と、必要な福祉サービス等の利用契約
- サービス内容に関する事業者等との調整
- 悪質な訪問販売等からの保護（不必要な契約の解除等）
- 家庭裁判所への後見事務の報告

Q2 仕事をもっている、後見人の業務ができるのでしょうか？
どのくらいの時間が後見の業務に必要なのですか？

A2

後見人等の業務内容は、その案件によりさまざまであるため、一概には言えませんが、一般的に後見人の業務と仕事を両立することは不可能ではないと考えられます。

しかし、普段は休日に業務を行うだけでよい事案でも、急に平日に呼び出されて対応せざるを得ない事態も想定されますし、各種手続き等でどうしても平日の昼間に活動が必要なこともありますので、平日にお休みを取るのが難しいようだと、後見業務が十分できないことも懸念されます。

これらの点を踏まえ、お仕事との兼ね合いをお考えいただいたうえで、ご応募いただきたいと思います。

Q3 市民後見人の報酬はあるのですか？

A3

家庭裁判所の判断によりますが、現在活動している市民後見人は報酬が付与されています。